

### 第3回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年1月25日（火）午後1時30分から午後4時18分まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所会議室（5階）
- 3 出席委員 上杉英司，佐藤昭夫，新海武久，成田喜達（委員長），濱田宗一，半田恵子，平野裕子，古谷健治，逸見良昭，保坂栄治
- 4 列席職員 佐藤康平裁判官，柳田泰道事務局長，岩城透首席家裁調査官，猿田一男首席書記官，相馬正彦事務局次長，鈴木聖一総務課長
- 5 議事要旨

(1) 山形家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任委員等自己紹介

(3) 裁判員制度配布資料の説明

平成16年5月28日に公布された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員制度の概要とその意義等について説明がなされた。

(4) ビデオ視聴

議題（テーマ）である「家庭裁判所における少年審判」についての意見交換に先立ち，少年審判手続の大まかな流れを理解するための参考として，広報用ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」の視聴を行った。

(5) 議題（テーマ）についての意見交換

「家庭裁判所における少年審判」を議題として，家庭裁判所における少年保護事件の事件処理等の在り方を中心に意見交換が行われた。

なお，意見交換に先立ち，家庭裁判所から，各委員に配布した以下の資料と少年保護事件の調査・審判から見た少年，家庭等の実情についての説明が行われた。

ア 最高裁判所事務総局家庭局作成の「改正少年法の運用の概況（平成13年4月1日～平成16年3月31日）」

イ 裁判所の広報資料から、「少年が非行を繰り返さないように～家庭裁判所における教育的な措置～」

ウ 山形家庭裁判所作成の「家事・少年基本統計表」

<主な意見>

- 最近の報道によれば、少年犯罪が増加しているとか、凶悪化が進んでいるという報道を目にすることが多いが、家庭裁判所の説明を聴いて、事実とは少し違うのではないかと感じた。むしろ、思っているより少年犯罪の増加や凶悪化が進んでいないということであれば、現在の家庭裁判所の手続を含めた少年事件に関するシステムがうまく機能しているという見方もできるのではないかと思うし、そういった事柄を一般国民が知らないのであれば、きちんと伝えていくために、報道機関に対する働き掛けも必要になってくると思う。
- 少年保護事件が審判不開始や不処分で終わる場合であっても、家庭裁判所は、少年に対して、非行を二度と繰り返すことのないよう指導や訓戒という教育的措置を執ることが多い。また、簡易送致と言われる一部軽微な事件について、家庭裁判所では特段の教育的措置を執らずに審判不開始で終了する事件もあるが、これらについても警察等で十分な指導や訓戒が行われていることを踏まえてその結論が出されている。
- 実際は十分な手当てがなされているのだろうと思うが、審判不開始や不処分といった用語には、家庭裁判所が何もしないで結論を出しているというイメージがあるのではないか。
- 「家庭裁判所における少年審判」と題するビデオを見て、家庭裁判所が少年保護事件についてきめ細かい配慮に基づく事務処理をしていることを初めて知った。視聴したビデオでは、少年の親も自分達の問題点に気付いて少年とともに良い方向に変わっていく理想的な結論になっているが、家事調停に携わった経験では、若年夫婦の離婚事案等で、親が子供に対して非常に無関心な家庭が増えてきていることを痛感しており、少年保護事件を処理する上で、現実には

なかなか難しい事案が多いのではないかと感じている。

- 家事調停の場面で感じることは、子どもたちが厳しい状況に置かれていると同様に、親たちも様々な面で厳しい状況に置かれているということである。

3歳の子にお菓子と水だけを与え、自分たちはパチンコをしていて死亡させてしまったニュースが最近報道されたが、若年夫婦の中には、親自身が自立できておらず最低限の子育てができないような場合も多く、報道された夫婦と同じような生活をしている人も現実にいる。

社会生活においては、競争社会の中でリストラ等といった事柄で追いつめられ、家庭内でも、夫や妻としての役割を十分に果たさなければ家庭から排除されてしまう等、親自身が非常に不安定な状況に置かれている。

また、深刻な問題に発展するケースでは、親自身も幼少期に家庭内で十分愛情を持って育てられていなかったため、人格障害を負い、児童虐待等に発展したような事例もある。

- 同じような厳しい境遇に育っても立派に成長する人もいるわけだが、感覚としては、家庭崩壊の状況にある家庭で育った場合などには、一定割合でその子供の生活が乱れることがあるように見受けられる。
- 少年犯罪の報道について言えば、確かにセンセーショナルな報道が多いと私自身感じている。社会的な不安が拡がりつつある中で、出版物等の売り上げを伸ばすために、ことさら不安な要素を取り上げるというのは、安易で危険な動きであると思う。本来、少年犯罪の増加や凶悪化といった事柄については、統計等に基づいて正確な報道をすべきであると思う。

現在、世間をにぎわしている犯罪の中には、我々の意表を突いた事例が多くなっているように感じる。奈良の幼児誘拐殺人事件や明倫中のマット死事件等はこれまでの社会常識からは計れないものであると思われる。このような事例は確かに一部分ではあるが、その評価と対策について社会全体として考えていく必要があると思う。そのためには事案を冷静に分析する必要があり、情報は

できるだけ社会に出していくべきではないかと考える。

- ビデオを視聴して、現在の少年審判手続においては加害少年と被害者へのケアが十分考えられていることが分かった。被害者保護の観点から、被害者の意見聴取の手続等はこれまで以上に充実させていてもらいたい。そうすることによって、被害者も周辺事情等のある程度把握することができ、加害少年をより多面的にとらえられ、なぜ加害少年がそのような犯行に至ったかが理解でき、より冷静な判断ができるようになるのではないかと思う。
- 社会活動やPTA活動を通じて感じたことであるが、子育てに不安があるとか、どうしたらよいか分からないという親が非常に多いようである。少年非行の原因を考えると、結局は家庭に行き着くように思われるが、子育てに不安を感じている親の相談相手がない現状がある。仮に公的機関等に相談する窓口があるとしてもその窓口へのアクセスする方法等が分かりにくく、また、核家族化が進んでいる状況で、身近に相談できる人がいなくて悩んでいる人が多いように感じられる。もし可能であれば、学校や親と家庭裁判所が接点を持つ機会を設けて、少年非行等の背景にある事情等、子育てに役立つ情報を提供してもらおうことができればと思う。
- 少年犯罪の増加や凶悪化が現実にあって、それに基づいて刑事処分可能年齢の引下げ等が行われたと思っていたが、統計的な資料を見るとそうではないことが分かり、報道等の情報だけに流されず冷静に判断する必要があると思った。  
しかし、一般の国民の意識は報道に流されがちであり、それが全体的な動きになっていくことが多い。どうすれば国民に対して正しい情報が伝わるのかという疑問を持った。家庭裁判所は、仮に審判不開始や不処分の結論となっている案件でも手厚い措置を執っていることを積極的に伝えていくべきであろう。
- 少年犯罪等に関する事項についてインターネットで検索すると、例えば平成13年の少年法改正は明倫中のマツト死事件がきっかけとなって論議が始まったことや、少年法改正に関する弁護士会等の反対意見等、数多くの記事が掲載

されている。その中の新聞の社説等では、平成13年以降も少年犯罪は増加しており、少年法改正は本当に効果があったのか等という取り上げ方をしている記事が目についたが、現実には事件が増えていないのであれば、国民が間違っただけの情報に流されないために、国民に対して正しい情報を周知していく必要があると思う。

- 家庭裁判所で最終的な処分を行う前の措置として試験観察という制度があることを初めて知った。試験観察では本人の立ち直りの手助けのほか、家庭に対する指導も行うということであり、大変良い制度であると思う。このような制度があることを積極的に広報していけばよいのではないかと思う。
- 最近10年の少年犯罪の件数の推移を取り上げて、強盗等の凶悪犯が増えているという見方をしている意見がある。これに対して、凶悪犯といわれる少年犯罪が増えたのは、ひたたくり事案等で怪我を負わせたような場合に、従来であれば「窃盗、傷害」という非行名で取り扱われていたものが、捜査機関の判断で「強盗」や「強盗致傷」という非行名で取り扱われることが多くなったことが影響していると分析する意見もある。非常に難しい議論であると思う。
- 視聴したビデオは確かに理想的な事案であるが、少年保護事件を取り扱った経験からすると、おおかたの少年は手続を経ていく中で良い方向に変わっていくことが多いと感じる。反面、少年の親の方が変わらない人が多いように感じる。そういった親に対しては、家庭裁判所の手続の中でも家庭裁判所調査官が関与して、家庭内の問題を解消するよう調整を行うが、粘り強く対処しても効果がなかなか上がらないことが多く、対応の難しさを感じている。
- 現実には少年法が改正される前から、少年審判手続の調査・審判の中で、保護者に対する働き掛けは行われていたが、法的な裏付けが無く、逆に保護者から反発されることもあった。改正少年法では保護者に対する措置が明文化され、法的な根拠に基づく指導を行うことができるようになった。また、改正少年法では、検察官の立会いや国選付添人制度、合議制の導入等も規定され、事実認

定をより確実にを行うための制度整備も図られている。

- 非行を行うおそれのある少年について、保護者や親族、学校関係者が、直接家庭裁判所にその少年に対する対応を相談をする方法はあるのか。
- 少年審判手続は、少年を保護する手続であると同時に、少年の人権を制限する手続であるため、その運用は厳格に行われる必要がある。少年審判の対象となる非行少年は、罪を犯した14歳以上20歳未満の「犯罪少年」、刑罰に触れる行為をしたが、行為当時14歳未満であるために、法律上罪を犯したことにならない「触法少年」、20歳未満で、相当の理由がないのに、保護者の指導に従わない、家庭に寄りつかない、いかがわしい場所に出入りする等の行いがあって、その性格や環境から見て、将来罪を犯し、又は刑罰に触れる行為をするおそれのある「ぐ犯少年」の三つの類型に該当する者である。「ぐ犯少年」を審判の対象とする場合には、今述べたようなぐ犯事由がそろっていることが前提となるので、単に非行を行うおそれがあるというだけで家庭裁判所が少年保護事件として手続を進めることは難しい。家庭裁判所の業務には少年相談があり、また、「ぐ犯少年」を通告する権限は一般人にもあるが、通常は、警察においてぐ犯事由の要件が整っていると判断して家庭裁判所に通告される事例がほとんどであるし、現に非行を行うおそれのある少年がいる場合には、少年の身柄の安全確保等も考えて、一次的には警察に相談することが良いのではないかと考える。
- 家庭裁判所の説明の中で、最近の少年犯罪を発生させる環境要因として、テレビゲームに夢中になる余り、ゲームの世界と生きている現実とが非行少年の中で区別しにくくなっている面があるのではないかと言及された部分があるが、テレビゲームがあるから犯罪に繋がるという短絡的な考え方は危ないのではないか。私たちの世代も、上の世代からロックを聴いているような人間は犯罪に走るというようなことが言われていたが、実際にロックを聴いている人の全員がそうなるわけではなく、仮に犯罪に走る者がいたとしても、その中の限られ

た一部の人間であった。ゲームについても同様であると思う。実際にゲームに夢中になっている人間の輪の中に入って、犯罪に走ってしまう原因があるとするれば、どこにあったのかを調べて、一般社会との橋渡しをする役割をする人が必要ではないか。例えば、東京の晴海で行われるコミックマーケット等には何万人という若者が集まるが、全ての若者が問題を持っているわけではない。その中には異端視されているような問題性のある人間が確かにいるが、逆に、そのことを真剣に考えようとしている人間も存在するわけで、そういった人間を、その道の専門家として一般社会の中に取り込んで、閉ざされている社会の実像を解明し、問題点を検討したり、犯罪防止の方法を検討していくことが必要なのではないかと考える。

- 携帯電話もさまざまな非行の原因と言われるが、大人でもほとんどの人が携帯電話を持っており生活の必需品とも言える状況である。高校生でも約90パーセントの生徒が持っており、更には中学生でも携帯電話を持つ生徒が増えてきている。このような状況の下では、子供らに携帯電話を預けないということは困難であり、PTAの議論の中でも携帯電話の正しい使い方をきちんと教えていこうという方向に変わり始めている。
- 携帯電話の所有が非行に繋がる可能性には、出会い系サイトの問題や、通話料が多額になる問題、また、交友関係が広がることによって、警戒心もないまま安易に犯罪行為に荷担してそれを繰り返してしまうといったことがある。
- 家庭裁判所は、司法機関であるので、あくまで事後的に、具体的な事件がなければ動けないという制限がある。少年犯罪の予防的な活動としては、警察や教育委員会等の関係機関で組織される地域の少年サポートチームがあり、家庭裁判所はこれにオブザーバーとして参加している。

また、少年犯罪については、家庭裁判所へ全件送致されることになっており、小さな犯罪であっても、少年保護手続の網がかかることになる。少年保護事件の手続を通じて、より重い犯罪を起こさせないための働き掛けをしているとい

う意味では，家庭裁判所も少年犯罪を予防する役割を担っている。

(6) 次回の予定

今回の議題「家庭裁判所における少年審判」について，継続して意見交換を行うこととし，協議時間に余裕がある場合には，「児童虐待について」についても意見交換を行うこととした。

(7) 次回予定期日

平成17年6月7日（火）午後